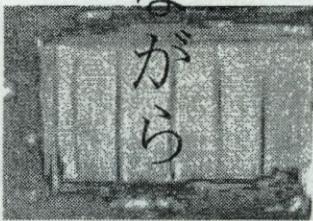


# 死を待ちながら

呼吸、いのち、亡國



## 一一

命の全けむ人は疊薦平群の山の熊櫻の葉を髪華に挿せその子は、そうした生命力へのす直な讃歌であつて、命の全けむは、命の無傷、無事なるといふ以上に、男盛り女盛りをことほぐ言葉だつたのであろう。

いのちの頌歌をうたう心情は、言う

までもないことながら老いをけなすこ

ころではなく、況や老鳥の尾羽も使え

るやつは名分を立てて召し取りむしり

取つてしまえという後期高齢者医療保

険制度を設定する思想とは根底から異

なるものだ。こういう思想とは老醜を

さけても鬱わなければならぬと心得

るけれども、平群の野に晴朗にひびき

わる《命の全けむ人は……》これは

ただ聞きほれるのみである。

ただし、岩波古語辞典の、おそらく大野晋執筆の、いのち（命）の説明、「古代人は生きる根源の力を目に見えない勢いのはたらきと見たらしい。だからイノチも、きめられた運命・寿命・生涯・一生だと解すべきものが少なくない」には、それは古代語学者の我田引水の氣味が感ぜられる。

## 基本的

祖母危篤の電報で故郷のわが家に帰つた。痰がからんで呼吸困難になる祖母の口にわが口を宛てて喉頭奥の痰を吸い取る作業が、即ち祖母の最期を看取る仕事だつた。喉頭の奥の底からせわしなくゼーと咳き泣くような祖母の呼吸音が耳朵にひびいて、わが心も細くなつた。それを憶い出すと、息をするのと生きるということが古代日本語でも同根であつたことが、すなおに首肯できる。

大野晋らの編集した岩波古語辞典によれば、いのち（命）は、イは息、チは勢力、したがつて「息の勢」が原義だそうである。助詞「の」を介して息と勢が連なつてイノチとなるといふのは現代人のわたしの語感、語感というより音感には馴染めない気もするが、いふきのいは息以外には考えられず（息吹）、また、いのちのちは、いかづち（雷）のち、をろち（蛇）のちと同根であり、自然物のもつはげしい力、威力を示す語であつたと説明されると、なるほどと思うのである。

ところでのいのちを勢い、生命力のエネルギーとしてとらえるならば、わたしなどはすでに勢いを失つており、あとは生命の着地点、つまりは息をひきとるその様子、つまりは死にざまをどうするのか、それだけが為事として残つてゐる身の上だということになる。ひがみ根性でこれを言うのではない。古事記歌謡の

藤本 治（静岡大学名誉教授・仏文學者）

観念に構築されたものとして、はじめて立ち現れるのが運命であり、また寿命として諦観されるものだろう。しかし、満山に草木が萌え出るとき、人は目に見えるそのままに万物の勢いとしていのちを得する。いま茅屋の出窓から芙蓉の広い葉が黄ばみかけているのが見える。一週間前まで咲きほこつていた金木犀の花は見えなくなり、盛夏の頃から咲きはじめ、つい三、四日前まで咲きつづけた萩の花も散り失せた。秋の深まりが目にもさやかに見えたり、目に見えるそのままにわたしは季節の循環としてのち個々の生命体のいのちと連接しているが、それとは異なる相貌をもつてゐる自然のいのちのめぐりゆくのを感じている。

それ以外には固体の生きる術はないのである。

目に見える目に見えないは普通には五感でとらえられるかとらえられぬかの違いを言う。わたしが今言いたいのは、わたしが息をしてわたしが生きているのは、観念語に介助されなくとも、自然のいのちに触れていることと二・一如であるということなのだ。

ただし、岩波古語辞典の、おそらく大野晋執筆の、いのち（命）の説明、「古代人は生きる根源の力を目に見えない勢いのはたらきと見たらしい。だからイノチも、きめられた運命・寿命・生涯・一生だと解すべきものが少なくない」には、それは古代語学者の我田引水の氣味が感ぜられる。

漢字の意味に引き寄せるにやや急にすぎはしないか、文字の意味にかづけられたのでは、イノチの実相がかすむことになりはしないかと感ぜられるのである。

この一文を草しはじめてから十日ほど経つ。この頃痰がからんで夜中に目が覚め、あわてて廁に立つて痰を懸命に吐き出すということをくり返し、祖母を看取つた切ない気持ちが胸もとにせり上つてきて書きはじめたのであるが、ここまで書いてきて、不図わが想念にあらわれたのは、田中正造の「亡國」の想念である。これは書くという具体的な動作が呼び出したのであって、観念が思考した挙句のことではない。

これは大日本帝国の帝国議会で田中正造が質問した（明治三三年二月一日）、そして時の内閣総理大臣・山県有朋が「質問ノ旨趣其要領ヲ得ズ、依テ答弁セズ右答弁候也」と答えた、あの問答における田中正造の想念のことである。「亡國ニ至ルヲシラザレバ之レ即チ亡國ノ義ニ付質問書」は看板のことであつて、看板の文句は、あアまたか耳をふさぐ議場の大房の度肝を抜くパフォーマンスの氣味がなくもなかつ

た、たぶん議場の外でも、またかと観じた向きが多かつただろう。気になつたのは客観的政治史の事実のことではなく、〈亡國〉の想念が狂した挙句でなく、正造の想念が妄想・妄念の類でもない、それを論証する術はないかということであつた。

そこで義人全集たの田中正造全集たのを、やつこらさ、どつこいしょと運び出して、大きくて重たい天眼鏡をかざして眺めてみた。

三十日の日記だ。

一委員会あり、席上演説す。曰ハケ、予  
ハ一昨年十一月、東京進歩党事務所ニ而  
志賀重昂氏より忠告せられ、今日の大問  
題あり、鉛毒事件の如き一局部の問題に  
汲々たるべからずと。」  
たぶん鉛毒事件の如きはと言われて田  
中正造はコチンと来た、コノ若遣メ、と  
思ったかも知れぬ、が今日の大問題既  
に対外硬の旗幟をかざして三宅雪嶺一派  
の俊秀と目されていた志賀重昂が言うの  
は日清戦争のことであろう、そのリクツ  
はリクツとして田中正造は了解するところ  
があつた。

一月三十日の日記の、そのつづきに、  
ぼくはド肝を抜かれた。「予ハ答て曰く、  
曾我兄弟ハ父の仇のために終生を畢れり。  
佐倉宗五郎ハ人民のために死せり。況ん  
や鉱毒問題の如き……」

今における義人の典型と目された田中

正造の面目が如実に顕われているのは佐

倉の宗五郎の生死に寄せる正造の思いであるが、その前に「曾我兄弟ハ父の

仇のために終生を……」の記事にぼく

仇のために終生を……」の記事にぼくはド肝を抜かれた。芝居や読本でずいぶんと流布した曾我物語は仇討物語の典型として東国の大衆の伝統文化に根を張つていたことは理解できるが、鉢毒事件の如き一局部の問題に汲々たるべつゝゞこの忠告に対するものも、義理

もしけないが、地元雲龍寺での鉛毒委員会の席上での発語であるからには痛烈な皮肉にひびく。前年の明治三十年（一八九七年）志賀重昂は農商務省山林局長に就任し、田中正造たちの鬨いの前に立ちはだかつていていたからである。

今日國家の大問題の前には小事を無視することが出来ない。志賀重昂を相手の問答を田中正造が思い出したのは、この年一八九八年（明治三一年）における政黨政治の局面が大きく変化して、政局の大勢に掉されて政治家としての出世をはかるか、それとも政界から孤立するのを承知の上で三十万人民の生死の問題に己れの命を懸けるかという二者択一が現実に迫られたからである。

この年正道が屬していた進歩党が自由党と合併して憲政党を結成し帝国議会内での絶対多数派を占め、従つて正造ははじめて与党議員となつた。彼は第一回議会から六期続けて当選していくたゞエテラン議員だったから、当人があの気になれば出世の公算は小さくはなかつたと言えるだろう。

雲龍寺での鉛毒委員会の席上で、この話をしたのは、「三十万の人民四万町の鉛毒の如き、決して区々たる問題にあらず」を不退転の決意として披瀝

したことを意味するのである。田中正造はこの姿勢を、息を引きとる瞬間まで貫いた。

後年、明治四四（一九一）年六月九日の、長い長い日記の記事の一部には、次のように述べている。

○対立、戦ふべし。政府の存在せる間は政府と戦ふべし。敵国襲へ来らば戦ふべし。人侵さば戦ふべし。其戦ふに道あり。腕力殺伐を以てせるに「と」、天理によりて広く敢へて勝つものとの二の大別あり。予は此天理によりて戦ふものにて、斃れても止まざるは我道なり。天理を解し、此道実践のもの宇宙の大多数を得ば、即ち勝利の大きいなもの也。道は二途あり。殺伐を以てせるを野獸の戦とし、天理を以てせるを人類とす。人類は天理を以てせるものなり。野獸言語少し。意思の通ぜざるより腕力に是非を決す。人は人語を解せり。人語の人類として何を苦しんでゐる世の人類にして、人の行ひを学ばず努めず、互に人にして獸を学べり。以て殺伐を事とす。世に非戦を唱ふるものあれども、戦ふの心なきものは常に食はるゝのみ。戦ふ道百事なるなり。果して此道を得ば、天下和合し、人類和合す。即戦はなし。戦ふの用なしとなる也。……

ここで云う戦いは好戦論、不戦論といふときの戦いではない。一切の理不尽との戦いのことである。他人であれ、

もしくは時刻の政府であれ、発する所がどこであれ、人道に反する理不尽を許してはならぬ、許せば世は弱肉強食の世となつてしまふ。だから『戦ふの心』を失つてはならぬ。人として、斃れてなお止まざる戦いを、天理によりて戦い続ける方途如何を田中正造はここで問うてゐるのである。

基本をはさないようにして反舞しているうちに気付いたのは、マハートマ（偉大なる魂）と呼ばれたガンディーの非暴力不服従運動のサティヤーグラハ（真理の把捉）と相似した想念を田中正造は、ここで我がものとして擱んでいるということである。田中正造が依拠しようとした天理とはガンディーが把えたサティヤと通底する理念だったのである。そして谷中入りをして、谷中残留民とともに闘つた田中正造の姿勢は徹底した非暴力抵抗を貫くものであった。

わたしのペンがやや先回りをして正造  
最晩年の鬪いの姿勢を述べてしまつたが、  
ここいらで引き返して、帝国議会で「亡國」  
に関する演説をした頃の、「亡國」の想念が  
どのように形成されたのか、それを主と  
して日記の記事をたどつて確かめてみよ  
う。田中正造全集第十巻（日記篇二）の  
明治三一（一八九八）年から明治三三（一九  
〇〇）年四月頃までの日記を眺めていて、  
我が目に向うからとび込んで棘のようにな  
ささつた文章の幾つかを時間軸にそつて  
摘要してみる。日付は省略する。テキス  
トの後に、たまたま汎んだ解説めいたも  
のを添えておく（その部分は「……」の  
なか）。明治三一年四月「國民ハ、法律師

ノ奴隸タルベカラズ。被害民ハ被害地ヲ指テ、我ハ此国土ノ所有主タルコトヲ忘ルベカラズ」「人民主権論の自生的萌芽とも読み得る。瞠目すべきは、常にその発想が問題から離れることがないこと。大切なことは権利とか義務とか、それらを律する法律の前に先ず、人は生きなければならぬということ

〔第一回 帝国議会を中江兆民は無血虫の陳列場だと言つて議員を辞めた。いま正造は三百頭が揃つたところで、さて頭数の多寡で事の正邪・曲直が定まるものかと、己れの議会を批判している。平成のいまは頭数は四八〇頭。そのうち何頭が、代議制民主主義、況んや多数決主義は民主主義の本旨に非ず、問題解決にはクソの役にも立たぬ、と考えるだろうか。帝国議会は勅令によつて開会となつたが、今以て天皇陛下の臨席と御言葉を必須としている。〕

同年九月一昨日の名士、弁士ハ東京に帰る。正造獨り土屋七藏氏の招きにより、同家に至り、又同村の堤防破壊所を見點……此夜、正造ハ被害民のために奴隸たるものなりとの趣旨を述べて、諸氏ニも村民細民愚民の奴隸たる所を希望すとの意をのぶ。……「危い哉きのう国民は法律師の奴隸となるな」と叱咤したヒトが今、僕は細民愚民の如きのうと曰う、これはボブリストの

「農商務大臣大石氏ニ富士見丁ニ面  
シ、為スカ為サヌカノ質問ヲ為セリ。  
主体と客体が対峙する問題状況のなか  
での、あらためての主体宣言として聞  
かなければムチャクチャだ。」

普段日常の手法ではないか。主と客と、  
また四大臣ノ実地見分ヲ乞フ。……旧  
自由進歩の不和をみて、さて何方の  
方勝ちたりとて我国ハほろびんかな。  
大臣に面談し、言い難いことを敢えて言つ  
てはいる、ときには平身低頭し、ときには  
土下座の真似までしたかも知れぬ、  
その過程の中で國の運命をあずかる  
大臣どもの言動に亡國の予兆を、正造  
は感じている。妄想の故ではない。」

同年一〇月「絹布ノ上ニ居テ、革命  
史ヲ翻訳スルヲ常トス、信ズルニ足ラ  
ズ。某大臣秘書官來、古河より二万円  
ヲ取つて買収策着手せりとの事、或ハ  
事実ならんト。○前のよをくり返しつ  
つおもい見ればのちのよこそハイトマ  
カナシキ此うたハむかしよめるもの  
を手直しいたしたり。」「一九六八年の  
大学闘争のときには学園になる道  
を自ら閉ざした、市民運動の渦中に身  
を投じた、とは言え、これは耳に痛い。  
しかし、さらにさらに驚くのは、のち  
のよこそハイトマ（モ）カナシキと、生  
片カナ書きにした、それを後世こそは  
の頃に断念したのか、といふことだ。」

同年一一月。人倫的に死んだ世、と  
直感した田中正造が徹夜を重ねて議会  
での質問書の草稿を練つていたとき、

殺されるとしてかなしくもなし「……」議場左席中山氏ニ示せしもの。鉛毒質問説明中軍人攻撃ニ付、議長より注意ニ、軍人激憤セリ、依ツテ共ニ其一部取消テハ如何ト申サレタルトキニ詠ミテ。「質問のなかで軍人を攻撃したというのは、同年一二月一〇日「邦内の一国に比する土地の被害臣民に対し憲法の保護なき儀につき質問書」の中に陸軍省ノ責任に関する項目があり、陸軍大臣桂太郎に次のような批判『質問を行なつた、そのことを指すのであろう。「第一……鉛毒衛生ニ害アリテ徵兵応募壯丁ノ体格ヲ下スヲ顧ミザルノミナラズ剩ヘ先ニ被害民ノ飢餓ヲ訴へントシ上京セントスルヤ政府ハ軍人ヲシテ良民抑制ノ事ニ当ラシメタリ、然レドモ被害民ハ一人身ニ寸鉄ヲ帶ビタルモノナシ、ヨリドコロナキ貧民ノ集合ヲ制スルニ軍隊ヲ派シ軍人ヲシテ之ニ当ランメタルハ求メテ良民ヲ撲滅セシムルモノニシテ閣（内閣ガ）臣民ヲ愛セザルノ致ス所ニアラザルカ、國ヲ愛ヲ愛セザルノ極、細民ヲ犬羊視シ終ニハ軍隊ヲ輕視シタルニハアラザルカ、万一軍人中被害民ヨリ選抜セラレタル兵士アリ其子弟ノ軍人ヲシテ罪ナキ父兄ヲ虐待セシムルニ至ルコトアラバ如何、其被害地無辜良民ノ子弟ヲ駆リテ罪ナキ父兄ヲ殺サシメバ如何、第二警察官及軍人ニシテ良民ト暴民トノ識別ヲモ為ス能ハザルハ如何。」この質問に対しても陸軍省は「明治三十一年九月鉛毒事件ニ付キ多數人民上京ノ報告ニ依リ巡察ノ為メ憲兵士官以下出張シ越ケ谷駅附

近ニ於テ上京人民ニ対シ説論シタルハ事実ナリ。然レドモ質問書ニ云フ如ク人民ニ対シ陵虐ヲ加ヘタルコトナシ……」と答えてる。その時憲兵隊が直接に実力を発揮して陵虐を働くことはなかつたと中で軍人たちが傍聴席で激憤したときに正造が「死なば死ね殺さば殺せ死んだ世に殺さるるてかなしくもない」と詠んだのは、むき出しの権力と対峙して一步も退らぬといふ姿勢を示したものである。その時すでに死んだ世といふ亡国の想念が示現していくのである。

明治三二年四月「……予は近年井戸堀

地層を発見。日本ノ大崩落ヲシレリ。之ヲ治スルハ二ツアリ、惡ヲコラス、帰参ヲ許スニアリ。反対ハ討ツノ外ナシ。同志ハ諭スヲ得……」(実地に検証してみて亡國を確認したのだという。見た目には分からぬところに井戸を掘るようにして大崩落を起こしている地層を発見したのだという。目には見えない、日本の大崩落という現象と、実地検証を示唆する井戸掘りが言葉としてロジックとしてはつながり難いけれども、現地での生活感覚から由来する直観として、鉱毒が人民を日夜殺めている、それを国家が止めようとしている。之ヲ治スルニとは鉱毒の根源を絶つこと、帰参を許すというのは古河市兵衛といえども悔い改めて人道に帰参するのなら許そう、さもなくば、古河が鉱毒を流しつづけ政府がそれを支えるのなら、国はすでに国ではない、勝算はなくとも討ツノ外ナシ、タダシ其の方法

は非暴力・絶対的抵抗であるが同志ならこれを受け容れ大同団結してくれるであろう。このように理解するのは深読みにすぎるであろうか。」

日記の記述を読み進めてゆくと、知

と情とが激しく衝突し、情のなかでは愛と憎とが、また知の内部においても

現状認識と理念とが險しく反撥し合う、

正造内面の坩堝がもつとも高温に燃え

熾ったのが明治三三（一九〇〇）年の

二月の頃であり、読者も火傷しそうな

感じになる。このとき鉱毒被害の現場

では雲龍寺を拠点に第四回の大挙東

京押出し「被害民が徒步で帝都に押し

のぼつて國權當局者に對して請願權を

行使するのを人びとは押し出しと言つ

ていた。窓口は二つ、農商務省と内務

省だつた。幕藩体制下の一揆に似てい

るが、明治憲法下で法によつて認められた権利であつた」の準備、その決行に緊迫した日々。正造は議会に對する質問書の作成と議場での演説に寧日なき日々であつた。摘記するのはほんの一部分のみである。

「一 被害民三十余万、働クモノハ二千

人。

二 一万八千四百七十四人中千六十四人

ノ鉱毒死人。

三 ヒトヲ以テ殺スナカレ、己ニ殺セシ

モノヲ処置セヨ。

四 水ハ清メヨ、破レタル河身ヲ回復セ

ヨ。

五 古來無量ノ天産ヲ亡滅スルナカレ。

六 三十余万戸口ヲ尽滅セシムルナ。

七 山ヲ盜ミヒトヲ殺スノ特許。

七（ママ）鉱毒濃キモ薄キモ皆帰一。

八 地方制度ハ誰レノ制度ナルカ。

九 徳川氏ノ水源涵養法ヲ見ヨ。

十 納税兵役義務ヲ負フノ請願。

十一 納税兵役義務ヲ負フノ請願。

十二 死者ノ前ニ薬石ヲ説クナカレ。

十三 銅山ノ予防工事ト谷中村ノ排水器

十四 死者ノ前ニ薬石ヲ説クナカレ。是則チ亡

國ナリ。

十五 憲法復活ト悪業停止。

十六 関東人民ノ從順ヲ悔ルナカレ。

十七 「無罪ノ民ヲ救へ、救ハザレバ死ヲ与へよ。無罪ノ我々ヲ救へよ。救フ能ハザルカ。」

十八 救フ能ハザレバ寧ロ死ヲ与へよ。

十九 古河市兵衛ハ夫レ何ンスルレ〔（レ）ママ〕モノゾ。

二十 市兵衛ノ暴勢ハ大臣及議員ヲ凌駕ス。

二十一 市兵衛ノ犬ハ上下ニ充满セリ。

二十二 市兵衛ノ犬ハ無罪ノ良民ヲ食へ殺ス。

二十三 「市兵衛ノ犬ハ無辜ノ良民ニ汚名ヲ負ハス。」

二十五 「市兵衛ノ犬ハ法律ヲ破リ国土ノ宝ヲ毀ツ。」

二十六 「強盜ニ金ヲ取ラル、カ。病ヘノ薬札ニ取ラル、カ。」

見る通り田中正造の想念は總て具体的な問題状況、具体的な諸事実から胚胎し、もしくはそれらを媒介として立ち現れてるのであつて、決して觀念の天空をひとり舞つてゐるのではない。雲龍寺を発した鉱毒難民たちの押し出しが川俣において官憲の大彈圧にあつて挫折したが、當時彼らは仇討ち押し出しが言つていた。正造にとつても同様であつて鉱毒の死者たちのための仇討ち、擊つべき相手は古河市兵衛であった。十九から以後の項目が如実にそれを語つてゐる。日本の新左翼や旧左翼の教条主義者どものように資本家階級とかブルジョワジーとか、その一般を問題にしているのではなくて、田中正造が立ち向かつてゐるのは東洋一の銅山王古河市兵衛とその犬ども（之は大臣や顕官たちから憲兵や警察官どもの群れを指す。ことによると、「先頃來該地方の人民が多人数を催ほし陳情請願云々とて騒々しく政府の門を叩きたるは、文明の法律世界に如何にも穩ならぬ舉動」として恰も取締るべき前近代的行動と目した時事新報の福沢諭吉は、正造の目には遠巻きの犬どもの一匹ぐらにしか見えなかつたかも知れぬ）が討つべき仇敵だったのである。仇討ちを言い付けたのは鉱毒を以て殺された死者たちだが、それは一、二に具体的な数字を以て挙げられてゐる。被害民三十余万は、上流の松木村、足尾町から下流の利島、川辺、谷中の村々にいたる渡良瀬川流域の鉱毒被害地域に暮らしている人びとの数。一万八四七四人中一〇六四人の鉱毒市民といふのは、先にも述べた鉱毒委員の人たちが手分けして、自分の身を運んで調べた集落三四個の字の人口が明治三二年一万八四七四人であつた。そのうち鉱毒による死と推計されるものが一〇六四人。この三類の数字を正造はくり返し返し記してゐる。骨身にこたえる数字だつたのだ。因にここ

で述べておかねばならぬのは、例えばハセン病、例えは水俣病による死者は今のわれわれにとつても推計によるほかないといふことだ。水俣病の場合、しかも認定患者に限つて言えば、死亡診断書の死因の項に水俣病と記されるケースが皆無ではないかも知れない想像されるが、やはり稀有のことだろう。大抵は心不全の呼吸不全だの急性肺炎だと記されているはずである。況んや一九〇〇年の当時にあつてみれば足尾銅山が銅の精錬過程で生ずる鉛毒による死を純粹医学的に判定することはそもそも不可能であった。大まかに言えば正造と鉛毒委員会の採用した推計の方法は一方に日本全国の出生数と死者の数、その比率を対照の方に取つておき、他方に鉛毒被害地における当該出生数及び死者の数をじき出して、これと対照してみるとものだつた。

明治三二年九月一二日の雲龍寺の集会で東京押出しの方針が決定されたが、その際に各村の参謀長が選任され、各村の鉛毒死亡調査票を事務所に持参して集合することにしたと室田忠七の「鉛毒日誌」にあり、その死亡調査結果をまとめたリーフレットの統計表が東海林吉郎、菅井益郎共著『通史足尾鉛毒事件』に表示されている。それによれば明治二九年全国の出生者百人に対する死亡者の百分比は三・二一人・二・六〇人、被害地のそれは二・八〇人・四・二二人となつておらず、被害地の出生数が著しく少なく逆に死亡数が甚だしく多い。

一〇六四人という数字は、死亡者数三三五五人から出生数二二九一人を差し

引いた数である。だから、何とも控え目などいうか、素朴に過ぎる推計数なのであるが、しばらく眺めていると、鉛毒地の事態がそのまま推移すると十年を経ぬうちに渡良瀬川流域は無人無住の荒野になる様が想像されてきて懶然とするのである。

鉛毒の田中議員ついに狂したるか、などと揶揄する向きもあつた議会連日の質問演説の頃の、先述二十六項目(じつは二十七項目)にわたる日記の、次に、丹念に刑法百三十六条以下の「凶徒聚衆ノ罪」の規定が書き留められている。これは、正造における亡國の想念がしばり出される際の、最期の決定的な衝撃が那邊にあつたかを示すものである。

雲龍寺から押出した鉛毒農民たちは、利根川を渡河する前に、川俣で待ち構えていた警官隊に阻止され、サーベルや棍棒でたたかれ足蹠にされ、傷を負つて歩けなくなつたところを逮捕され、罪に問われた。所謂川俣事件であるが、そのとき適用されたのが凶徒聚衆罪である。鉛毒被害の山上を訴えることは即ち鉛毒をはき散らしたれ流して、しかも恬として恥じぬ古河市兵衛の罪を糾すことであるが、その難民たちが逆に罰問われたのである。正造にとつて理解し難い理不尽であった。国に頼るしかなくなつた民を、国はいま、眼の前で、押し潰し死に追いやつてゐるではないか。国を亡しているのは国である。その証しの最たるもののが凶徒聚衆罪の適用であった(この罪名は加波山事件、群馬事件、秩父事件、国民党事件等にも適用されたよう)に、反体制運

動を取締る弾圧法規であった。刑法改正後は、その跡を繼いでいるのが騒擾罪といふことになる)。

田中正造の亡國の想念は、それが発生した現場、鉛毒問題の諸相から離れては決してなかつた。しかしながら歴史的諸事件にふれ思案が深まるにつれて、その射程、そのヴェクトルは遠大となつてゆき、近代文明の功罪全体にまで及ぶことになる。その経緯を書簡と日記のなかにたどつてみる。

明治三七(一九〇四)年九月六日黒澤西藏ほか宛書簡  
「谷中問題ハ日露問題より大問題なり。○本月分上旬分五円、近々原田定助殿より御回贈になります。○少々の間御融通置き被下間敷か。之レモ日露問題より大問題なり。○一人ノ人道ハ世界の總ての山岳よりも大問題なり。○人あり、一室之内ニ誠ニ流ス涙ハ天下をモウルオスなり。○貴下谷中の御救済尽力ハ遼陽ノ大勝利よりも重大ナリ。○正造の六十四才ナレドモ青年ニ譲ラズ。非力。○戦わで勝ちほこりたる端西をたどりて見よや日本民族。九月六日」この頃、つまり大洪水によつて堤防が決壊し鉛毒が谷中村全体を襲つて大問題となつてから、やがて遊水地をつくるために廃村に追い込まれるまで、鉛毒問題の焦点は谷中村問題に移つた。その頃黒澤西藏は田中正造と寝食を共にしながら師事し、鉛毒難民救済運動に尽力した。黒澤は後に北海道酪農の指導者となつた。雪印乳業の事実

動の第一線で辛苦した身にはほろりと涙を落としそうになるほど情のこもつたものだ。が誤読してはならぬ。歴史的な問題として日露問題と谷中村問題とを秤にかけているのではない。遼陽の戦場に立たされた彼我の兵士にとつては、できることなら、鉄砲をうつことよりも日露問題を考えに考えぬいて、人を殺さず己れも殺されずにすむ方途を求めることが緊急事であることは論をまたない。一人の人道とは、人権宣言を讀むことではなく、今自分が抱えている問題状況の中で人間として人間らしく生きる方途を考え抜くことにある。空論をたたいて憂國熱をあおる手合いは谷中の問題など毫末も考えたりはしなかつた。政論家どもからは区々たる小事として遺棄された谷中村で、田中正造はしづかに考えを深めてゆく。

明治三七年九月一三日大出喜平宛書簡  
「……○奇怪なる哉、鉄道気車開けて請願の道ちとじ古來の田舎道ハ荒れたる。物質的進歩ハ古来の道義を忘れて此道ちを行かず。人道地ニ落ちて天の尊きをしる人もなし。今世の文明ハ器械なり。人ニあらず。偶々古代をおもふものハ山道に入りて却て汽車ニハ遠くなりたりと。さてとや(ここでまたおおきな「く」つまり「さてとや」の繰り返し)面白き自然の出来事。……」

これを痛烈な近代批判と詠むか、もしくは、近代に背を向けた頑固な古風人間の世迷い言とはじき飛ばすか。人さまざまであらう。

同年九月二五日黒澤宛書簡

「開戦も非戦も耶蘇も仏も犬のくそも何のその。此内地細民及同胞を無視侮蔑を以てする人道の頽廃ハ之を何とかする。此国家社会亡滅の問題ほどの尊くして且つ重大なるハなからん。御尽辞「やまいだれに祭か? 原稿読めぬ」の諸氏ニハ深く御答礼申上候のみ。」

同年一〇月一日黒澤死書簡

「……悲感か誠実か、強きか浮氣か、なんでも提灯行れつの世の中ニ真面目で討死する兵士のみハ憐れニ相違なし。なんでもかでも日本ハ大々的亡國ニ候。研究々々。こんなよの中に生れて出たのも亦一つの研究ならん。天地ハ長シ、人の命ハ短かし、研究ハ天地と共に長がし。研究中ハ天地なり、天地や汝ちハ我々と共に長く研究し、又研究の材料を多く我ニ与ふるものなり。○半夜燈明らかニして恰も白昼の如シ。頓首」一九三一年九月一八日から一九四五年八月一五日まで、日本はのへつ幕無しの戦争に明け暮れて、戦勝の報がとどく度に提灯行列が夜の街路に湧き出て萬歳が叫ばれた。正造は、鉛毒に殺された農民や銅山の鉱夫たちの悲しみに戦死した兵士たちの悲しみを重ねて、萬歳を聞いていた。研究中ハ天地なりとは、研究に没頭していると歯がみしないで済むどころでない、悠久の時を天地と共に呼吸する気分だと言うのである。この言を胸にたたんで正造晩年の肖像を眺めていると、何やら研究三昧の仙人に見えてくる。

印象深いものだけを摘記してきたが、このまま続いている限りがなくなりそうだ。あと一文のみとどめよう。

明治四四（一九一一）年六月二日 日

記

「……○治水道徳滅して土地亡ぶ。土地亡びては又人類の居住なし。○破れば破るゝなり。修るは破るの義に反す。今破りつゝ修めるなりと言はゞ、之れ偽りなり。山を破り、川を破り、田園を破り、町村を破り、今亦新に町村を破れるならん。國の經濟を破り、國法を破り、箇人の經濟を破り、人道を破り、總べて自然の成績及び法則を破りて、天地の構造に疵け、人類及び生物を殺し、神をも人をも眼中になく、宇宙の万象を損ずるものを破るとは言ひ、誰れか改修と言ふを得べきか。決して許さゞるなり。此くの如きは撲滅とも云へ、亡びとも云ふなり。もし人類あり此くの如き行為あらば、何人の為め此くの如き事を為すの間ひあらん。而かも之れに答ふる言葉なかるべし。一つの足尾銅山の成功を思ふのみとは答ひ得ざるべし。答へ得ずして之を為す事八年の已前より継続せり。而かも當時は無法律にて無法乱暴の仕業なり。○強盗ものを盗んで火を放ち其あとをくらます。是れ今回の大挙中央の権力はれ也。海老瀬、谷中の事之に類す。彼等の罪悪算すべからざれば、此の罪悪消滅の火事。六月三日しるす。」

人民の土地、家屋、財産を強盗した強盜國家! 大日本帝国と正造は、廢村落中村の、強制破壊された家屋、その廢墟に立つて、しづかに対決しているのである。二年後の一九一三年（大正二年）正造は病を得てみまかつた。強盜がその犯跡をくらますために放火したに類する仕業とは、谷中村を廢

「……○治水道徳滅して土地亡ぶ。土地亡びては又人類の居住なし。○破れば破るゝなり。修るは破るの義に反す。今破りつゝ修めるなりと言はゞ、之れ偽りなり。山を破り、川を破り、田園を破り、町村を破り、今亦新に町村を破れるならん。國の經濟を破り、國法を破り、箇人の經濟を破り、人道を破り、總べて自然の成績及び法則を破りて、天地の構造に疵け、人類及び生物を殺し、神をも人をも眼中になく、宇宙の万象を損ずるものを破るとは言ひ、誰れか改修と言ふを得べきか。決して許さゞるなり。此くの如きは撲滅とも云へ、亡びとも云ふなり。もし人類あり此くの如き行為あらば、何人の為め此くの如き事を為すの間ひあらん。而かも之れに答ふる言葉なかるべし。一つの足尾銅山の成功を思ふのみとは答ひ得ざるべし。答へ得ずして之を為す事八年の已前より継続せり。而かも當時は無法律にて無法乱暴の仕業なり。○強盗ものを盗んで火を放ち其あとをくらます。是れ今回の大挙中央の権力はれ也。海老瀬、谷中の事之に類す。彼等の罪悪算すべからざれば、此の罪悪消滅の火事。六月三日しるす。」

村に追いやりそこに広大な遊水地を造り、利根川改修工事と抱き合せの渡良瀬川改修工事を行つて治水工事を行うことで、谷中村問題そのものをまるごと無化しようとしたことを指している。

今年七月、水俣病問題の最終的な政治決着をはかるための被害者救済法が未だ野党だった民主党も賛成して、成立した。これによつて確実に救済されるのは、被害者ではなくて、不知火海を汚染し魚類を破り水俣病をつくり出したハゲ山と化し、ついで、栃木に生

は世界でも一番きれいな部類にはいる」と証言した、その水が豊かに流れる渡良瀬川に一尾の魚影も見なくなつた。松木村が廃滅に追いこまれ、竜藏寺に残つているのは墓石のみである。魚族の死滅した渡良瀬の流域（当時の安蘇、足利、梁田の三郡）では漁民二七七三名が生業を失つた。鉛毒をたたえた川が大氾濫をおこして一帯の田野に冠水した後には、稻田では稻が穗を出せぬまま立枯れ腐つて死んだ。畑では桑の木までが大部分枯死してしまつた。『鉛毒地鳥獸被害実記』で箱田源八は、剛毅樸訥仁に近いような筆致で、虫がいなくなつて小鳥の姿も見えなくなつた。こうほね（河骨）などといふ水草や藻類も、蜆や小さな貝などもいなくなつた。川辺の柳の木の根のあたりに啼いていた蚯まで姿を消した、と生態系がまるごと亡滅した有り様を述べている。

山河が亡滅し、当然のことながら人畜も死滅に追いやられる逐一をおのがじしの目で見てきた被害民と田中正造は、流域の民の起死回生の方途、その第一は銅山の鉛業停止を国に求めた。この民を指して国民のあるものかと考える田中たちは、こうして亡国の実相をつぶさに見た。

正造は病を得てみまかつた。強盜がその犯跡をくらますために放火したに類する仕業とは、谷中村を廢

は、流域の民の起死回生の方途、その第一は銅山の鉛業停止を国に求めた。この民を指して国民のあるものかと考える田中たちは、こうして亡国の実相をつぶさに見た。

（一〇月一六日～一月九日記す）